

葦 議 第 2 4 号
令和7年10月24日

地区長・組長 各位

葦崎市議会議長
(公印省略)

第16回葦崎市議会「議会報告会」ご意見・ご要望の回覧について（依頼）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、葦崎市議会では、葦崎市議会基本条例に基づき、住民に信頼され市民目線の開かれた議会を目指す活動の一環として、8月下旬において議会報告会を開催いたしました。

市民の皆様方におかれましては、公私ご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

報告会でいただいたご意見・ご要望に対して、別紙のとおり回答書を作成いたしましたので、ご多用のところと存じますが、組回覧をお願い申し上げます。

この内容についてのお問い合わせは

葦崎市議会事務局 総務担当

0551-45-9099（直通）

までお願いします

回 覧

令和7年10月24日

市民の皆様へ

韮崎市議会議長
(公印省略)

第16回韮崎市議会「議会報告会」ご意見・ご要望の回覧について（回答）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、韮崎市議会では、韮崎市議会基本条例に基づき、住民に信頼され市民目線の開かれた議会を目指す活動の一環として、8月下旬において議会報告会を開催いたしました。

市民の皆様方におかれましては、公私ご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

報告会でいただいたご意見・ご要望に対して、別紙のとおり回答書を作成いたしましたので、ご高覧いただけますようお願い申し上げます。

今後とも、市民のための議会活動に邁進してまいりますので、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

－ 令和7年度 第16回「議会報告会」の開催状況の報告 －

【 菰崎 】地区

■報告会期日： 令和7年8月21日(木)

■開催場所： 市民交流センター「ニコリ」3階 多目的ホール

■参加者：	<u>菰崎</u>	地区…	(男)	<u>36</u>	人	(女)	<u>3</u>	人	小計	39 人
	<u>藤井</u>	地区…	(男)	<u>1</u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	1 人
	<u>清哲</u>	地区…	(男)	<u>1</u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	1 人
	<u> </u>	地区…	(男)	<u> </u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	人
	<u>その他</u>	…	(男)	<u>1</u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	1 人
		合計	(男)	39	人	(女)	3	人		42 人

令和7年度「議会報告会」地区テーマの概要

【 菰崎 】地区

(1) テーマ： 地域の安全対策等について

- ・黒沢川の既設横断防止柵から転落防止柵への変更
- ・塩川堤防の補強と管理用道路の整備
- ・洪水等水害時の指定避難場所検討
- ・市道(菰崎)2号線の交通量を制御するため相俣交差点の改良・大型車両通行規制の検討
- ・ニコリ東側の黒沢川沿いの通学路側溝の安全対策
- ・黒沢川内のアシなどの雑草の撤去

(2) テーマ： 自治会運営の課題について

- ・会員の高齢化と役員のなり手不足
- ・自治会加入率の低下
- ・役員(会長)の負担
- ・ごみ集積場の管理
- ・回覧板以外の連絡手段について

議会報告会「韮崎地区」地区テーマ ～地域の安全対策等について～

韮崎地区自治会長会の課題

① 韮崎地区安全安心な地域づくりについて

・黒沢川の既設横断防止柵から転落防止柵への変更

(昨年由市議会一般質問の回答に横断防止柵としての安全性に問題なしとの回答だったが横断を防止する必要があるため、転落を防止目的とする転落防止柵の設置を要望する)

・塩川堤防の補強と管理用道路の整備

(若宮町の富士島建設資材置き場～富士見2・3丁目公民館が未舗装であり外側の堤防が古い石積みのため、堤防の補強と管理用道路として舗装してもらいたい)

・洪水等水害時の指定避難場所検討

(現 韮崎小学校・韮崎東中学校 ・韮崎高等学校はいずれも洪水時での浸水地域のため、ニコリや新体育館等を追加検討してもらいたい)

・市道韮崎2号線の交通量制御するため相垓交差点の改良・大型車両通行規制の検討

(市道韮崎2号線 相垓交差点～下宿交差点において長野方面より甲府方面に向かう車両は国道141号線七里岩トンネルを経由し国道20号に向かう車両は少なく、相垓交差点を直進し市道韮崎2号線への流入が多く、横断する通学路もあるため検討してもらいたい)

・ニコリ東側の黒沢川沿いの通学路側溝の安全対策

(側溝のふたが設置されていたり無かったりで本年4月ころ側溝に通学時の児童が落ちたとのことでした。幸い大事には至らなかったのですが対応願います。)

・黒沢川内のアシなどの雑草の撤去

(幾つかの自治会より要望が出ていると思いますか、黒沢川内のアシや雑草は数年前まで地元の自治会により刈り取りしておりましたが、高齢化により川内への立ち入りが大変危険を伴うため行っておりません。水害等を考慮し検討願います。)

② 自治会運営の課題について

- ・ 会員の高齢化と役員のなり手不足

- ・ 自治会加入率の低下

(高齢等による退会、新規入会の拒否)

- ・ 役員(会長)の負担

(選挙の立会人 拘束時間が長すぎる ※R7 より半日に分けられる選択制の地域もある)

韭崎公民館分館長、若宮八幡宮総代等のあて職などによる平日の会議や奉仕作業

民生児童委員、赤十字奉仕団、農業委員、安協、国勢調査員などのお願いや推薦など)

- ・ ごみ集積場の管理

(マナーの守らない人がある、外国人等ルールが分からないなど)

- ・ 回覧板以外の連絡手段について

(回覧板ではなく LINE 等の連絡手段に変更したいが、スマートフォンを持っていない方への紙による媒体も必要なので二重の手間となる)

韮崎地区自治会長会の課題に対する回答

①韮崎地区安全安心な地域づくりについて

Q 1：黒沢川の既設横断防止柵から転落防止柵への変更

A 1：【建設課】

現在対応については現地の利用状況をみながら工法等も含め研究中であり、今後柵の変更が必要な箇所を選定し、実施について検討してまいります。

Q 2：塩川堤防の補強と管理用道路の整備

A 2：【建設課】 河川管理者（山梨県）に相談してまいります。

Q 3：洪水等水害時の指定避難場所検討

A 3：【総務課】

水害時の指定避難所（指定緊急避難場所）については、いずれも浸水想定地域に該当しておりますが、建物の高さが避難所の想定浸水深より高いため、避難所利用が可能と判断しております。市民交流センターは帰宅困難者の臨時避難所として位置づけをしておりますので、地区に関係なく利用できる緊急的な避難所として開放されます。

新しく藤井町南下條地内に開館する韮崎中央体育館については、隣接する富士見ヶ丘地区から要望を受けており、指定変更を行う予定でおりますので、他の地区につきましても要望や相談、各地区における地区防災計画や初動規定の考え方をお聞きしながら検討してまいります。

Q 4：市道韮崎 2 号線の交通量制御するため相俣交差点の改良・大型車両通行規制の検討

A 4：【建設課】

一級市道であり、大型車両の通行規制等の実施は難しいと考えております。なお、当該路線については、順次舗装の補修工事を実施し、騒音の軽減に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

Q 5：ニコリ東側の黒沢川沿いの通学路側溝の安全対策

A 5：【建設課】 現地を確認のうえ、原材料（蓋）の支給を検討してまいります。

Q 6：黒沢川内のアシなどの雑草の撤去

A 6：【建設課】

毎年、河川管理者である山梨県に河川内の堆積物の浚渫について要望しておりますが、実施には至っておりませんので、引き続き県に要望してまいります。

② 葦崎地区安全安心な地域づくりについて

【総務課回答】

● 会員の高齢化と役員のなり手不足

■ 対応策 > 参加しやすい「自治会」づくりを目指すため、各自治会において、それぞれの「自治会」にあった取り組みが必要になります。

- ・ 役員の選出方法の改善。輪番制などの見直し
- ・ 誰でも自治会長を務められるようなマニュアルを作り、抵抗感を減らす
- ・ 役員の仕事を複数人で分担する。副の役員を増やしサポート体制をつくる
- ・ 事前に年間スケジュールを決めて、予定がたてやすい状況をつくる
- ・ 役員の定年制を導入する

などの方法がありますので、自治会ごとにご検討をお願いします。

● 自治会加入率の低下（高齢等による退会、新規加入の拒否）

・ 自治会加入率等（10年前との比較）

年 度	加入率	世帯数	加入世帯数
平成27年度	73.75%	12,452	9,183
令和7年度	65.25%	12,934	8,440
増 減	▲ 8.5%	+ 482	▲ 743

※自治会加入率の低下 > 少子高齢化の進行のほか、個人の価値観やライフスタイルなどの社会状況の変化、また、集合住宅や新興住宅地などで、未加入世帯が増加している。

※世帯数の増加要因 > 転出超過が続いている本市では世帯分離している世帯が多い。

■ 自治会加入促進について

このような状況下においても、自治会の存続は、住民同士の親睦、生活環境の維持改善、高齢者や子どもの見守り、災害時の共助の重要性の観点から、必要不可欠であります。

よって、自治会加入に関し、行政における取組については、次のとおりです。

- ・ 転入時に、市民生活課において「暮らしのガイド」や「加入啓発チラシ」を配布し、「自治会」への加入を勧めている。
- ・ 自治会加入のメリットや未加入世帯に対する呼びかけ方法等を掲載した「自治会加入促進ハンドブック」を地区長連合会総会時において配布している。

- 役員（会長の負担）（選挙の立会人 拘束時間が長すぎる ※R 7より半日に分けられる選択制の地域もある。葦崎公民館分館長、若宮八幡宮総代等のあて職などによる平日の会議や奉仕作業、民生児童委員、赤十字奉仕団、農業委員、安協、国勢調査員などのお願いや推薦など）

■見直し状況

- ・自治会改革検討委員会の提言を受け、「各種委員・審議会における充て職」や「各種会議の見直し」、「委員推薦依頼の見直し」などについて、令和5年度から行ってきたところであります。【別紙参照】引き続き、各種見直しを検討していく。

- ごみ集積場の管理（マナーを守らない人がいる、外国人等ルールが分からないなど）

■取組状況

- ・市内のごみの収集日程や分別方法等については、市民生活課生活環境担当において、周知している。
- ・各地区のごみ集積場は、市内全域で約389箇所設置されており、行政がすべてを管理することは難しいため、各自治会に依頼しておりますので、地区長様を中心に、ごみ出しのルールについて周知いただけるよう、お願いいたします。

なお、外国人向けに、英語・ポルトガル語・中国語のごみ分別マニュアルを作成し、ホームページで公開しておりますので、ご活用をお願いします。当該マニュアルの印刷やその他の案件については、必要に応じて、市民生活課生活環境担当までご相談ください。

- 回覧板以外の連絡手段について（回覧板ではなくLINE等の連絡手段に変更したいが、スマートホンを持っていない方への紙による媒体も必要なので二重の手間となる）

■対応策

- ・紙媒体担当とLINE担当の役割を分担し、負担を一人に集中させないことなどの方法がありますので、ご検討をお願いします。

＜自治会改革：地区長等の負担軽減に向けた見直し内容＞

【令和5年度見直し ➡ 令和6年度から実施】

1 地区役員報告における「その他役員」の見直し

役職名	対応内容
愛育班員	・現愛育班員が次の班員を選出 (選出にあたり地区長に相談等が寄せられる場合あり) ・各地区2名 ➡ 各町2名
不法投棄防止監視協力員	報告不要
赤十字奉仕団員	各地区の状況により1名でも可

2 「各種委員・審議会における充て職」について

令和5年度当初 32件 ➡ 令和6年度当初 22件

【令和6年度から充て職を削減する会議】

担当課	会議名称	参加区長	備考
総合政策課	韮崎市地域公共交通会議	地区長連合会 副会長	
こども子育て課	韮崎市子ども・子育て会議	地区長連合会 副会長	
長寿介護課	生活支援体制整備推進会議	地区長連合会 副会長	
健康づくり課	韮崎市健康づくり推進協議会	地区長連合会 会長	
産業観光課	韮崎市鳥獣害防止連絡協議会	各町代表地区長	
	韮崎市緑化推進会議	各町代表地区長	
	武田の里まつり実行委員会 (副会長)	地区長連合会 会長	
	武田の里まつり実行委員会 (委員)	各町代表地区長	神山村全地区長には引き続き出席依頼
	南アルプスユネスコエコパーク 韮崎市地域推進協議会	地区長連合会 副会長	
教育課	武田の里ウォーク実行委員会	各町代表地区長	

3 委員推薦依頼の見直しについて

【令和6年度から推薦依頼の手法を変更する委員】

担当課	推薦依頼件名	見直し後の方法	備考
財務政策課	男女共同参画推進委員	公募方式	

＜自治会改革：地区長等の負担軽減に向けた見直し内容＞

【令和6年度見直し ➡ 令和7年度から実施】

1 「各種委員・審議会における充て職」の見直しについて

【令和7年度から充て職を削減する会議】

担当課	会議名称	参加区長	備考
総務課	韮崎市自衛隊協力会	各町代表地区長	協力会解散
長寿介護課	高齢者見守りネットワーク協議会	地区長連合会副会長	
長寿介護課	成年後見制度利用促進計画協議会	地区長連合会副会長	令和7年度から人権擁護委員に依頼
建設課	都市計画マスタープラン及び道路整備計画策定委員会	地区長連合会会長	令和6年度で終了

令和6年度当初 24件 ➡ 4件削減（令和7年度当初 20件）

【参考（令和8年度から廃止予定）】

担当課	会議名称	参加区長	備考
デジタル戦略課（財務政策課）	韮崎市総合戦略策定審議会	地区長連合会会長	
市立病院	韮崎市立病院運営協議会	地区長連合会副会長	

【令和7年度以降、見直しを検討する会議】

担当課	会議名称	参加区長	備考
秘書人事課	韮崎市行政審議会	地区長連合会副会長	他市を参考に検討
市民生活課	韮崎市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会	地区長連合会副会長	他市を参考に検討
市民生活課	韮崎市環境審議会	地区長連合会副会長	次回委嘱時に検討
長寿介護課	介護保険運営協議会	地区長連合会会長	他市を参考に検討

担当課	会議名称	参加区長	備考
長寿介護課	地域包括支援センター 運営協議会	地区長連合会 会長	他市を参考に 検討
長寿介護課	高齢者福祉計画介護保険事 業計画策定懇話会	地区長連合会 会長	他市を参考に 検討
上下水道課	水道事業運営委員会	・地区長連合会 会長	次回委嘱時に 検討
上下水道課	韮崎市公共下水道事業 審議会	・上下水道整備地 区長（2名）	次回委嘱時に 検討

2 委員推薦依頼の見直しについて

【令和7年度から推薦依頼の手法を変更する各種委員】

担当課	推薦依頼件名	見直し後の方法	備考
総務課	韮崎市明るい選挙推進 協議会委員	公募方式 （規定人数に達し ない場合は、代表地 区長に推薦依頼）	
財務政策課	国勢調査 調査員 統計調査員	公募方式 （規定人数に達し ない場合は、代表地 区長に推薦依頼）	

【令和7年度以降、見直しを検討する会議】

担当課	推薦依頼件名	備考
農政課	各種財産区委員の選任 （恩賜林、青木、甘利山）	選出方法を、管理会に諮り検討
教育課	社会教育委員の推薦	選出方法を、委員会に諮り検討

3 地区への協力依頼に係る見直しについて

【令和7年度以降、見直しを検討する協力事項】

担当課	協力依頼件名	備考
福祉課	赤十字会費（会員募集） 協力依頼	他市を参考に見直しを検討 （集金方法）
農政課	緑の募金の依頼	他市を参考に見直しを検討 （集金方法）

4 地区配布物に係る見直しについて

【令和7年度から紙による地区配布を廃止するもの】

担当課	件名	方法	時期	備考
福祉課	生活困窮者食糧支援事業への協力について（依頼）	組回覧	10月	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行
福祉課	フードドライブ事業案内チラシの回覧について（お願い）	組回覧	5月	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行
教育課	韮崎文化ホールチラシの配布について（お願い）	全戸配布	年4回	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行
上下水道課	下水道まっりの開催の回覧について	組回覧	7月	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行

【令和7年度以降、見直しを検討する地区配布文書】

担当課	件名	方法	時期	備考
総務課	「消防団員募集」のチラシの全戸配布について（依頼）	全戸配布	1月	方法を検討
教育課	「韮崎市生涯学習フェスタ」チラシの配布について（依頼）	全戸配布	9月	委員会に諮り検討
教育課	「武田の里音楽祭」チラシ配布について（依頼）	全戸配布	10月	委員会に諮り検討
教育課	「スポーツ推進委員会だより」の全戸配布について（依頼）	全戸配布	6月	委員会に諮り検討
教育課	ラジオ体操への参加について（依頼）	組回覧	1月	会に諮り検討

<地区でのLINE（ライン）活用の導入推進について>

【導入メリット】

負担軽減、情報伝達のスピード化、時間短縮、ペーパーレス化など。
回覧された情報をいつでも確認することが可能

【先進事例】

清哲町中谷区では、地区全体でLINEグループを編成し運用中。

※中谷区では、配信のみでの運用を実施（令和5年12月の地区長連合会で事例紹介）

No.	地区	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	富士見二・三丁目	ゴミ問題：外国籍住民が多いが、集積所の注意書きが日本語のみのため、各ステーションにゴミの分別等を促す外国語表記の掲示物を設置することを要望します。 また、東南アジア系の外国人も多いため、多言語対応の看板設置を要望します。	(市民生活課の見解) 外国人に対する分別ルールの周知の必要性は市においても感じているところです。 掲示物による周知では情報量も少なく、「正しい分別」につながるかの懸念等もあることから、今後、より効果的な方法での周知について検討してまいります。
2	富士見三丁目	黒沢川のゴミ：黒沢川に投棄された金属容器は、県と市が連携し、2～3週間で処理が完了しました。 この経験から、ゴミ問題は特定の地域や個人だけでなく、自治体や管理会社、オーナーを含む広域での連携が不可欠であると痛感している。 今後は、関係者間で円滑に情報共有ができるよう、市が主導して**「風通しの良い」体制を構築**することを要望します。	(市民生活課の見解) 問題を解決するための主体は、その問題によって異なり、一律して市が主導することは難しいと考えます。 連携して解決すべき問題については、市としても協力していきたいと考えております。
3	祖母石	国道20号線の拡幅工事の進捗状況(一ツ谷交差点の渋滞の件)	(建設課の見解) 国において渋滞対策のひとつとして一ツ谷交差点北側にバス停を設置いたしました。その他の工事着手については、現段階では具体的に決まっていないと伺っております。
4	富士見三丁目	横断歩道の白線が見えにくく、子どもたちの安全が脅かされている。 貴重な命を守るため、照明の設置など、横断歩道の視認性を高める対策を強く要望します。	(総務課の見解) 横断歩道の塗装は警察署に要望を行いますので、具体的な場所や必要性を記載のうえ、要望書の提出をお願いいたします。
5	若宮	黒沢川の集合場所にて、小学生の転落事故が発生しました。また、高校生の通学路で自転車も通ります。 現場は川底が深く危険であるため、子どもの安全を確保するため、早急な転落防止柵の設置を要望します。	(建設課の見解) 通行者の利用状況や柵の状況を確認しており、ニコリ東側の児童等が多く利用する箇所において、部分的ではありますが、河川管理者と協議し、改修工事を実施していきたいと考えております。

－ 令和7年度 第16回「議会報告会」の開催状況の報告 －

【 穂坂 】地区

■報告会期日： 令和7年8月18日(月)

■開催場所： 穂坂コミュニティセンター

■参加者：	穂坂	地区…	(男)	59 人	(女)	14 人	小計	73 人
	菰崎	地区…	(男)	1 人	(女)	人	小計	1 人
	中田	地区…	(男)	1 人	(女)	人	小計	1 人
	神山	地区…	(男)	1 人	(女)	人	小計	1 人
	その他	…	(男)	2 人	(女)	人	小計	2 人
	合計		(男)	64 人	(女)	14 人		78 人

令和7年度「議会報告会」地区テーマ

- 1 穂坂地区工業用地造成事業について
- 2 定住施策について
- 3 管理捕獲従事者等研修施設の整備について
- 4 農業問題について



1.穂坂地区工業用地造成事業について

韮崎市議会報告会

【事業経緯】

市内の半導体製造装置部品メーカー等の事業地拡大の要望に応え、「農村産業法」に基づく実施計画を変更し、穂坂地区工業団地の拡張による工業用地造成事業を実施しております。

工事手法として拡張区域を第1工区、第2工区に分け、先行整備となった第1工区は令和4年9月に工事着手、令和6年2月に工事完了の運びとなりました。

第2工区は、令和6年8月から工事着手し、造成工事と並行して隣接道路も整備しております。同工区は規模が広大で、一度に設計・施工を進めることが難しいとの判断から、2区画分けに工事を進めていくこととなり、先行できる区画から完成させていきます。区画分けの影響もあって完成見込みの時期が延長されており、現状では令和8年3月頃の完成予定となっております。

【これまでの経緯】

令和4年1月：拡張区域を1工区、第2工区に分け、第1工区の先行整備
令和4年2月：農村地域への産業導入の促進等に関する実施計画を変更
令和4年8月：第1工区の農地転用許可及び開発行為許可
令和4年9月：第1工区の造成工事着手
令和6年2月：第1工区の造成工事完了
令和6年8月：第2工区（先行区画）の造成工事着手
令和7年1月：第2工区（後続区画）の造成工事着手

【今後の予定】

令和8年3月頃：第2工区の造成工事完了



1.穂坂地区工業用地造成事業について

富士市議会報告会

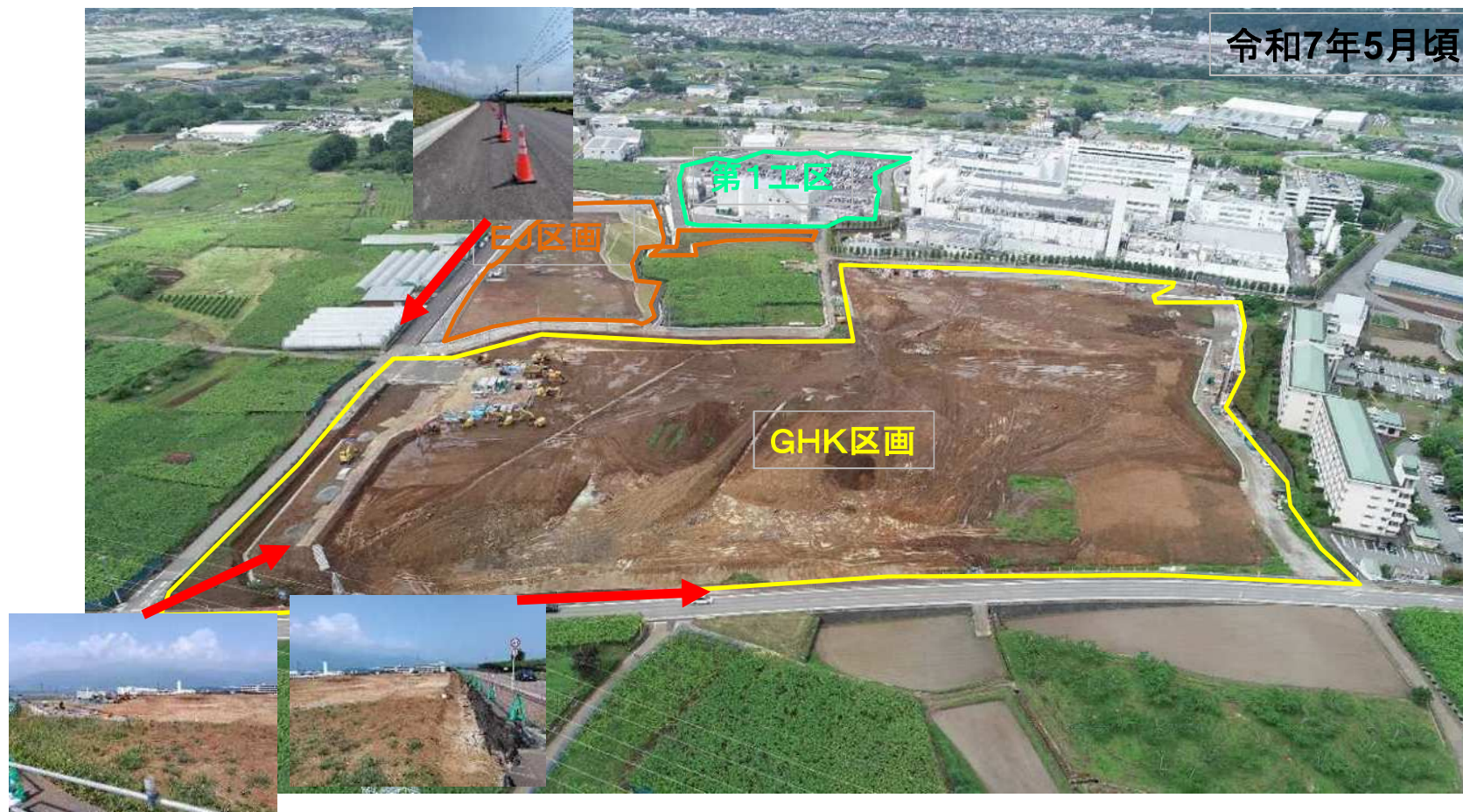




1.穂坂地区工業用地造成事業について

斐崎市議会報告会

令和7年5月頃





2.定住施策について

韮崎市議会報告会

【事業経緯】

人口対策の一環として(令和4～5年)に渡り、市内外の方々にアンケート調査を行った結果、穂坂地区は自然環境も良く定住したいとの多くの意見要望を受けた。このため、穂坂地内に個人住宅、社宅を設けようと3箇所の候補地を選定し具体的協議に入ったが、事業展開するには次の課題が生じ、展開が進まない状況にあります。

【展開が進まない要因】

- ①穂坂地区は農振農用地が多く、事業者だけでは農振除外、農地転用が困難
- ②穂坂地区は都市計画外であるため、「宅地分譲」としての農地転用が困難
- ③宅地化するには、道水路、水道整備等のインフラ整備に相当の費用を要する。
用地取得は宅地並みの価格では採算が取れない。

【解決手法】

課題解決の為、官民が連携して現役世代が住みたいと思える住宅施策を戦略的に講じ、今後は市内全域を対象に調査研究を継続的に進めて参ります。



3.管理捕獲従事者等研修施設の整備について

荏崎市議会報告会





3.管理捕獲従事者等研修施設の整備について

韮崎市議会報告会

管理捕獲従事者等研修施設の整備について

【整備場所】

韮崎市穂坂町地内 県有林537林班



【施設概要案】

①研修・管理棟

- ・講師控え室、事務室、倉庫、トイレ、給湯
- ・研修室50人程度1室とし、パーティションで分割可能な構造
- ・わな狸等の実践研修（実践研修に利用可能な森林）
- ・土間（コンクリート床面の作業スペース）

②ライフル射撃場

- ・距離100m（100m地点に静的標的、50m地点に動的標的）5射座
- ・安全性、防音性に優れた覆道式

③駐車場

- ・60台程度

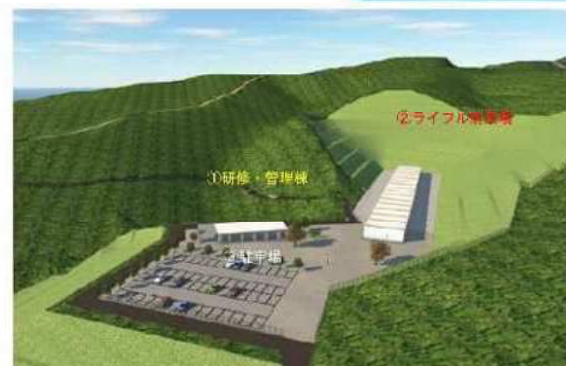
【概算工事費】

- ・約1.6億円

【全体スケジュール】

- ・測量開始から7～8年間で予定（R10～11に完成予定）

環境・エネルギー部 自然共生推進課



鳥瞰パース（南東側より）

事業面積41,000㎡

【施設概要レイアウト図案】

【①研修・管理棟レイアウト図】計202㎡



【②ライフル射撃場レイアウト図】計1,296㎡





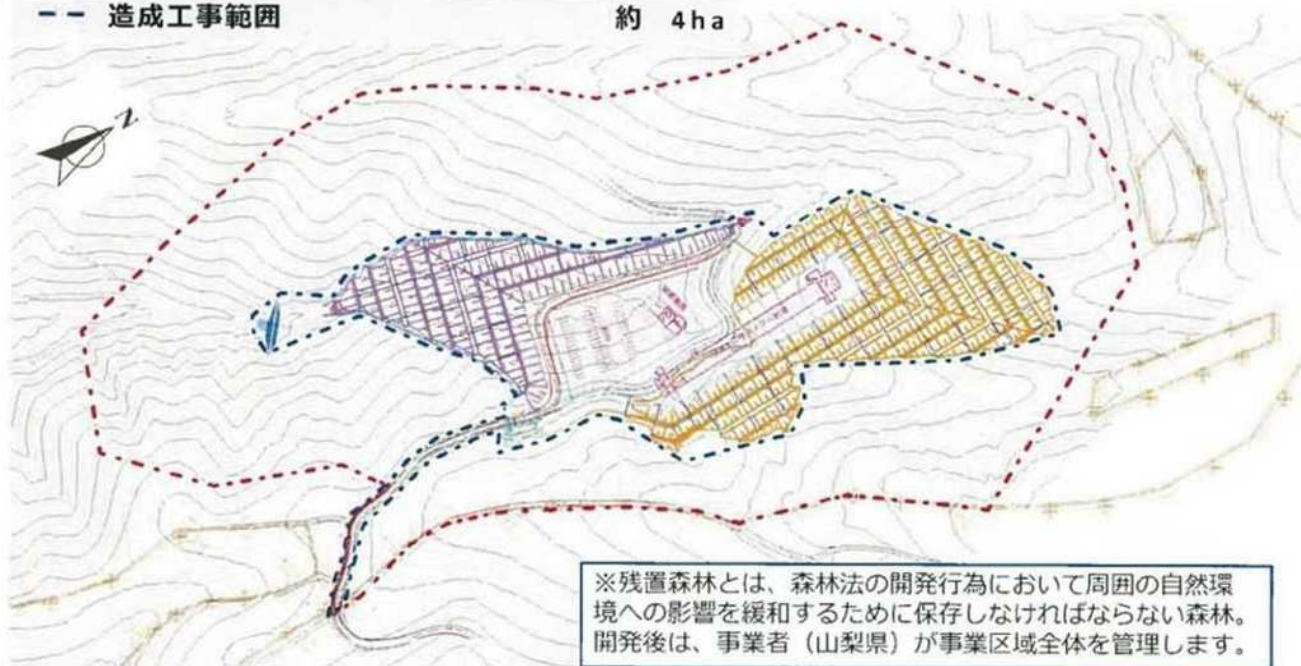
3.管理捕獲従事者等研修施設の整備について

韮崎市議会報告会

造成計画

計画平面図

項目	面積
--- 事業区域（造成工事＋残置森林※）	約 14 ha
- - 造成工事範囲	約 4 ha



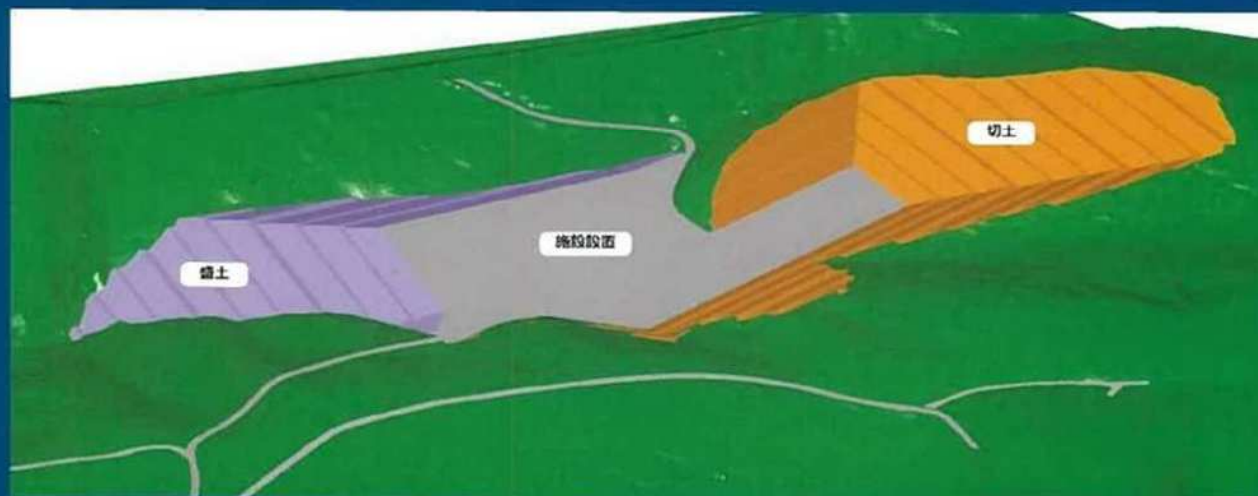


3.管理捕獲従事者等研修施設の整備について

韮崎市議会報告会

造成計画

立体イメージ図





4.農業問題について

葦崎市議会報告会

- この1年、コメ不足と米価高騰による「令和の米騒動」とも呼ばれる社会現象が起こり、農政の見直し議論が活発になっています。一方、コメ生産者にとっては買取価格の上昇は、数少ない明るい話題となっています。
- 葦崎市では令和7年3月に、地域農業の将来像を描く「地域計画」を策定し公表しました。この計画の中で、穂坂地域の農業における課題と将来のあるべき姿は後記のように示されています。計画は関係者との話し合いを踏まえ現在も見直しが図られており、今後の葦崎市の農業施策には注目すべきです。

【地域計画について】

※地域計画及び葦崎市の農政施策については、お手元の配布資料をご参照ください。





4.農業問題について

韮崎市議会報告会

■【穂坂地域の農業の課題】

- ①担い手不足
- ②高齢化や後継者不足による農地の荒廃化
- ③技術継承の機会不足
- ④農業の6次産業化の推進
- ⑤主要特産品のブランド化の推進
- ⑥中山間地域特有の課題として不整形・狭小農地、鳥獣被害などあり、耕作条件の改善

■【穂坂地域の農業の将来のあり方】

- 米及び果樹(ぶどう)を主要作物としつつ、新たな担い手に農地集積が行えるよう、地域で農地を効率的に集積できる体制を整えるとともに、農地の集約化・団地化に取り組み生産性の高い農地を確保する。
- 中心経営体が地域内の農地をすべて営農することは困難であることから、地区内に限らず、農業法人や新規就農者等を新たな農地の受け手として確保していく。



4.農業問題について

韮崎市議会報告会

地域計画における目標地図イメージ



→

現況地図を基に、受け手ごとに集約化に向けた調整を行う。
また、農業者の意向等を踏まえ随時変更しながら完成度を高めていく。



出典：韮崎市HP

穂坂地域の農地データ

項目	面積(ha)	割合
農用地等総面積	460	—
うち田	84	18%
うち畑(果樹含む)	376	82%
有休農地	151	約33%

出典：韮崎市地域計画

No.	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	近年イノシシ、シカの被害が拡大しており、対策に苦慮しております。猟友会の状況と獣害対策について伺います。	シカの被害が拡大しており、捕獲予定数を前年度より30頭増やし450頭に拡大しました。穂坂の猟友会は25名で構成されておりますが、各自が生業を持っていることから瞬時の対応は困難であることから、今年度より煙火による被害防止対策を取り入れ、穂坂地区でも12名が申請手続き行っております。今後、効果等検証して参ります。詳細は市役所農政課にお問い合わせください。
2	獣害被害が多いのでジビエの加工施設の検討をして頂きたい。	加工施設につきましては、観光にも繋がるよう今後行政とも検討を進めて参りたいと思います。
3	耕作放棄地の解決策として、穂坂の営農センターに農業委員、推進委員、各農家の情報を一元的に集約し、農地のマッチングをしたらと思いますが。	当面、農業関係者との意見交換での意見や北杜市の農業振興公社が担っているマッチングの機能なども参考にして、具体的な対策を練っていきたいと思いますので、市の農政課に話を致します。ご提案は建設的でありフォローして参ります。
4	定住施策は今後も政策として考えているのか。	定住施策は、最重要施策と位置づけ、穂坂町は景観が良く住みやすいという若者の希望が叶えられるよう、連携を持って取り組んでまいります。
5	住宅施策は農振除外、転用等の規制が絡むことから、行政が関わりを持って頂きたい。	住宅施策は恒久的財源確保にも繋がりますので、定住施策は進めて行かなければと思います。

No.	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
6	穂坂小令和7年度入学児は4名だが、今後の入学児の推移について。また穂坂小の存続について。	今年の穂坂小児童数は41名で、推移については令和8年33名、令和9年～11年までは37名、令和12年は42名と見込んでおります。今後、市内小学校の児童数は減少のスピードが早まることを踏まえ、今年度より市内小中学校適正規模・適正配置検討委員会を立ち上げ、保護者へのアンケート調査を行い、子どもたちにとってよりよい教育環境や充実した学校教育を推進するため、学校規模また配置について検討を行っておるところであります。穂坂小の存続につきましては、小学校は地域の寄所で有り、維持継続させることは皆さん共通の認識ではないかと思ひます。従って減少率を鈍化させるには、住宅施策、子育て施策等幅広く取り組んで行かなければならないと思ひます。
7	自治会改革の推進状況について伺います。	自治会改革ですが、自治会は地域の根幹をなす組織であります。令和5年に「自治会ハンドブック」及び「加入促進ハンドブック」を全地区長に配布しており、市でも地区長の負担軽減の見直しを行っています。また、市内全ての自治会改革を画一的に取り入れることは困難と思ひますので、各自治会に適した改革を進めていただきたいと思います。併せて自治会加入率の向上をお願いします。
8	穂坂町コミュニティセンターの耐震性は大丈夫か伺います。	旧耐震基準は、昭和56年5月31日以前に着工された建築物であります。穂坂コミュニティセンターは、昭和58年に建設されておりますので、震度5強程度の地震に耐える新耐震基準で設計されております。

－ 令和7年度 第16回「議会報告会」の開催状況の報告 －

【 北東 】地区

■報告会期日： 令和7年8月23日(土)

■開催場所： 藤井公民館

■参加者：	藤井	地区…	(男)	22 人	(女)	3 人	小計	25 人
	中田	地区…	(男)	6 人	(女)	人	小計	6 人
	穴山	地区…	(男)	5 人	(女)	1 人	小計	6 人
		地区…	(男)	人	(女)	人	小計	人
	その他	…	(男)	1 人	(女)	1 人	小計	2 人
合計			(男)	34 人	(女)	5 人		39 人

令和7年度「議会報告会」地区テーマ

- 1 自治会組織の改革について
- 2 農業の活性化に向けた特産物の開発について
- 3 防災体制の見直しと整備について
- 4 新府駅周辺 市道(穴山)5号線の拡幅・整備について
- 5 韮崎市健康ふれあいセンターゆ～ぷるにらさき及び道の駅にらさきについて

1 自治会組織の改革について

＜自治会改革：地区長等の負担軽減に向けた見直し内容＞

【令和５年度見直し ➡ 令和６年度から実施】

1 地区役員報告における「その他役員」の見直し

役職名	対応内容
愛育班員	・ 現愛育班員が次の班員を選出（選出にあたり地区長に相談等が寄せられる場合あり） ・ 各地区２名 ➡ 各町２名
不法投棄防止監視協力員	報告不要
赤十字奉仕団員	各地区の状況により１名でも可

2 「各種委員・審議会における充て職」について

令和５年度当初 ３２件 ➡ 令和６年度当初 ２２件

【令和６年度から充て職を削減する会議】

担当課	会議名称	参加区長	備考
総合政策課	葦崎市地域公共交通会議	地区長連合会 副会長	
こども子育て課	葦崎市子ども・子育て会議	地区長連合会 副会長	
長寿介護課	生活支援体制整備推進会議	地区長連合会 副会長	
健康づくり課	葦崎市健康づくり推進協議会	地区長連合会 会長	
産業観光課	葦崎市鳥獣害防止連絡協議会	各町代表地区長	
	葦崎市緑化推進会議	各町代表地区長	
	武田の里まつり実行委員会 （副会長）	地区長連合会 会長	
	武田の里まつり実行委員会 （委員）	各町代表地区長	神山町全地区長 には引き続き出席 依頼
	南アルプスユネスコエコパーク 葦崎市地域推進協議会	地区長連合会 副会長	
教育課	武田の里ウォーク実行委員会	各町代表地区長	

3 委員推薦依頼の見直しについて

【令和６年度から推薦依頼の手法を変更する委員】

担当課	推薦依頼件名	見直し後の方法	備考
財務政策課	男女共同参画推進委員	公募方式	

<自治会改革：地区長等の負担軽減に向けた見直し内容>

【令和６年度見直し ➡ 令和７年度から実施】

１ 「各種委員・審議会における充て職」の見直しについて

【令和７年度から充て職を削減する会議】

担当課	会議名称	参加区長	備考
総務課	韮崎市自衛隊協力会	各町代表地区長	協力会解散
長寿介護課	高齢者見守りネットワーク協議会	地区長連合会 副会長	
長寿介護課	成年後見制度利用促進計画協議会	地区長連合会 副会長	令和７年度から人権擁護委員に依頼
建設課	都市計画マスタープラン及び道路整備計画策定委員会	地区長連合会 会長	令和６年度で終了

令和６年度当初 ２４件 ➡ ４件削減（令和７年度当初 ２０件）

【参考（令和８年度から廃止予定）】

担当課	会議名称	参加区長	備考
デジタル戦略課（財務政策課）	韮崎市総合戦略策定審議会	地区長連合会 会長	
市立病院	韮崎市立病院運営協議会	地区長連合会 副会長	

【令和７年度以降、見直しを検討する会議】

担当課	会議名称	参加区長	備考
秘書人事課	韮崎市行政審議会	地区長連合会 副会長	他市を参考に検討
市民生活課	韮崎市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会	地区長連合会 副会長	他市を参考に検討
市民生活課	韮崎市環境審議会	地区長連合会 副会長	次回委嘱時に検討
長寿介護課	介護保険運営協議会	地区長連合会 会長	他市を参考に検討
長寿介護課	地域包括支援センター運営協議会	地区長連合会 会長	他市を参考に検討

担当課	会議名称	参加区長	備考
長寿介護課	高齢者福祉計画介護保険事業計画策定懇話会	地区長連合会 会長	他市を参考に検討
上下水道課	水道事業運営委員会	・地区長連合会 会長	次回委嘱時に検討
上下水道課	韮崎市公共下水道事業審議会	・上下水道整備 地区長（2名）	次回委嘱時に検討

2 委員推薦依頼の見直しについて

【令和7年度から推薦依頼の手法を変更する各種委員】

担当課	推薦依頼件名	見直し後の方法	備考
総務課	韮崎市明るい選挙推進協議会委員	公募方式 （規定人数に達しない場合は、代表地区長に推薦依頼）	
財務政策課	国勢調査 調査員 統計調査員	公募方式 （規定人数に達しない場合は、代表地区長に推薦依頼）	

【令和7年度以降、見直しを検討する会議】

担当課	推薦依頼件名	備考
農政課	各種財産区委員の選任 （恩賜林、青木、甘利山）	選出方法を、管理会に諮り検討
教育課	社会教育委員の推薦	選出方法を、委員会に諮り検討

3 地区への協力依頼に係る見直しについて

【令和7年度以降、見直しを検討する協力事項】

担当課	協力依頼件名	備考
福祉課	赤十字会費（会員募集） 協力依頼	他市を参考に見直しを検討 （集金方法）
農政課	緑の募金の依頼	他市を参考に見直しを検討 （集金方法）

4 地区配布物に係る見直しについて

【令和7年度から紙による地区配布を廃止するもの】

担当課	件名	方法	時期	備考
福祉課	生活困窮者食糧支援事業への協力について（依頼）	組回覧	10月	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行
福祉課	フードドライブ事業案内チラシの回覧について（お願い）	組回覧	5月	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行
教育課	葦崎文化ホールチラシの配布について（お願い）	全戸配布	年4回	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行
上下水道課	下水道まつりの開催の回覧について	組回覧	7月	市 SNS 等のデジタルでの周知へ移行

【令和7年度以降、見直しを検討する地区配布文書】

担当課	件名	方法	時期	備考
総務課	「消防団員募集」のチラシの全戸配布について（依頼）	全戸配布	1月	方法を検討
教育課	葦崎市生涯学習フェスタ」チラシの配布について（依頼）	全戸配布	9月	委員会に諮り検討
教育課	「武田の里音楽祭」チラシ配布について（依頼）	全戸配布	10月	委員会に諮り検討
教育課	「スポーツ推進委員会だより」の全戸配布について（依頼）	全戸配布	6月	委員会に諮り検討
教育課	ラジオ体操への参加について（依頼）	組回覧	1月	会に諮り検討

<地区でのLINE（ライン）活用の導入推進について>

【導入メリット】

負担軽減、情報伝達のスピード化、時間短縮、ペーパーレス化など。

回覧された情報をいつでも確認することが可能

【先進事例】

清哲町中谷区では、地区全体でLINEグループを編成し運用中。

※中谷区では、配信のみでの運用を実施（令和5年12月の地区長連合会で事例紹介）

2 農業の活性化に向けた特産物の開発について

韮崎市で行っている特産物に関する支援の状況について

特産物の開発に関しては、個々の農家への支援は難しいのが現状です。しかし、地域ぐるみで産地化していきたいというお話であれば、JA 梨北や県など専門知識のある機関の協力を得ながらですが、ご相談に乗ることができます。

なお、現在市では各地区に対して、「農地利用に向けた地域計画の策定」をお願いしており、説明会を順次開催しております。このようなお話も是非議題の一つとしていただければと考えております。

なお、現在行っている支援に関しましては下記の通りです。

記

韮崎市では、主に果樹の産地化に向けた支援事業を行っております。また、平成26年6月27日に「武田の里にらさきワイン特区」として認定を受け、ワイン及び原料用のぶどうの産地化に向けた施策を展開しています。

①ワイナリー整備事業費補助金

市内にワイナリーを新設する予定で、酒類製造免許取得見込みの方、またはすでにワイナリーを所有し酒類製造免許を取得している方を対象に、ワイナリーや醸造設備の新規導入、増築費用の一部を補助しています。

- ・ワイナリーの新設　：上限 300 万円
 - ・醸造設備の新規導入：上限 200 万円
 - ・ワイナリーの増築　：上限 150 万円
- （それぞれ事業費の 2/3 以内）

②ワイン原料用ぶどう栽培棚等設置事業費補助金

市内に住所または圃場（市外の圃場の場合は、本市の境界から1キロメートル以内に限る）を有する（賃貸借含む）個人・法人で、市内ワイナリーと醸造用ぶどうの栽培契約を行っている方（見込み含む）、または梨北農業協同組合を通じて市内ワイナリーに醸造用ぶどうを出荷している方（見込み含む）を対象に、ぶどう棚を設置する費用を補助します。

- ・垣根式：10 アールあたり 20 万円を限度
 - ・平棚式：10 アールあたり 40 万円を限度
- （それぞれ事業費の 1/3 以内）

③小規模ワイナリー開業予定者サポート事業：

小規模ワイナリーの開業を目指す方を対象に、ワイン醸造に関する研修や相談支援を実施しています。

④果樹新植苗購入費補助金

市内の果樹生産者が梨北農業協同組合を通じて、もも、かき、りんご、ぶどう、すもも、さくらんぼの苗を同一年度に１０本以上（巨峰は５本以上、シャインマスカットと掛け合わせた品種は２本以上で対象）購入したときの費用に対して一部補助をしています。

- ・購入費の 1/4 以内（巨峰は 1/2 以内、シャインマスカットと掛け合わせた品種は 2/3 以内）

その他

・ 営農指導事業費補助金

梨北農業協同組合が実施する栽培指導技術等の高位平準化や地域営農体制の整備等を図るための活動経費に対する一部補助

・ 農業保険加入推進事業費補助金

農業者が農業保険に加入した際の掛け金等の費用に対する支援
（収入保険・果樹共済・園芸施設共済の 1/3）

・ 国及び県の各種補助金への申請

（経営所得安定対策事業・やまなし未来創造農業推進事業・活力ある水田農業支援事業等）

3 防災体制の見直しと整備について

1 市が重点的に取り組んでいること

韮崎市では、災害に強いまちをつくるため、以下のような取り組みを進めています。

- ・ **自主防災組織の再編成**

各地区の自主防災組織がより機能的に活動できるよう、構成の見直しや役割の整理を進めています。

- ・ **「減災リーダー」の養成**

地域で防災の中心的な役割を担う人材を育てる制度です。訓練や講座を通じて、防災の知識と行動力を身につけた方々が、地域での避難誘導や情報伝達などを担っています。

- ・ **防災リーフレットの配布**

災害時の避難行動や備えについて分かりやすくまとめた資料を全戸配布しています。

- ・ **避難訓練の実施（水害想定など）**

地震だけでなく、近年頻発する集中豪雨や河川の氾濫も想定した実践的な訓練を各地区で行っています。

- ・ **「マイ・タイムライン」の普及**

災害時に「いつ・何をするか」をあらかじめ決めておく個人の避難計画です。家族構成や住んでいる地域に応じて作ることで、迷わずに行動できる備えになります。

2 議会として取り組んでいること

市議会としても、「災害から市民の命と暮らしを守る」ことを大きな使命と考え、防災・減災への取り組みを重視しています。市への提案だけでなく、議会自体の対応力を高めることにも力を入れています。

- ・ **一般質問での提案とその実現例**

毎回の定例会では、各議員がそれぞれの視点で防災に関する課題を取り上げ、市に対して提案や改善の要望を行っています。

たとえば、直近の例では「災害時に水道が止まっても使える『災害時応急井戸』をもっと整備してほしい」という質問が出され、実際に使用できる「災害時応急井戸」の登録が進みました。その結果井戸の数が、2024年3月末の48件から2025年6月末現在89件となっています。1年3か月での増加数は41件、増加率はプラス85%になりました。

- ・ **議会内での情報共有訓練**

大規模災害時には、議員が各地域の情報を市に速やかに伝える「情報の橋渡し役」を担うことになります。そのため、議会内でも定期的にタブレット端末を活用した情報伝達訓練を行い、実際の場面での連携に備えています。

こうした訓練を通じて、災害時に「議会として何ができるか」を具体的に考え、行動につなげる力を高めています。

3 地域の皆さんにお伝え・お願いしたいこと

★自主防災組織の大切さ

日頃から熱心に地域の防災活動に取り組んでいただいている皆さまに、心から敬意を表します。日頃からの訓練や、見守り・声かけ、要支援者の把握など、地域の皆さんの努力が、実際に人の命を守る力につながります。

災害時、行政だけではどうしてもすべてをカバーするのは難しいのが現実です。たとえば、阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救助された人の9割以上が家族や近隣の方々の手によって救助されたという事実があります。つまり、地域の助け合い＝「共助」こそが命を守る最大の力になります。

私たち市や議会も、井戸の整備や情報伝達訓練など、できる限りの備えを進めていますが、やはり最後に頼りになるのは、「この人は一人暮らしだったな」「あの家は足の不自由な方がいたな」といった、日々の暮らしの中で築かれてきた“顔の見える関係”です。

こうした情報や思いやりを、地域で共有し、「誰が誰を助けるか」「どこに避難するか」を決めておくことが、共助の土台となります。

――近隣の事例：長野市・長沼地区の取組――

お隣、長野市の長沼地区では、2019年の台風19号（東日本台風）の際に、千曲川の堤防が決壊し、甚大な水害に見舞われました。このとき、地域の自主防災組織が中心となり、市の避難勧告が出る前から、独自に避難を呼びかける判断を行いました。また、日頃からの声かけや要援護者支援の計画もあったことで、住民が声を掛け合いながら一斉に避難し、多くの命が救われたと報告されています。

このように、「共助」がしっかり機能していたことで、行政の支援が届く前の段階で被害の拡大を食い止めた好例です。

韮崎市でも、こうした事例を参考にしながら、地域ごとの実情に合わせた防災体制をつくることが何より大切だと考えています。

■今後の課題とお願い

現状の避難計画や情報発信は、市全体として統一された方針に基づいているため、実際の地形や地域の特性と必ずしも合っていないケースもあります。

たとえば、「この避難所は遠くて高齢者には難しい」「水が出やすい道なのに、そこを通る前提の避難ルートになっている」といった現場の声を、私たちもこれまでに何度も伺っています。こうした「地域の声」と「現実のギャップ」を埋めるためには、行政だけではなく、地域の皆さん一人ひとりの実感や声が本当に必要です。

こうした気づきやご意見があれば、遠慮なく、声をかけてください。

「こういうことで困っている」「うちの地区ではこうしたい」――

そういった声が、議会での質問や市への提案につながり、改善を動かす原動力になります。

4 新府駅周辺 市道（穴山）5号線の拡幅・整備について

この道路沿いは、ご存じのとおり住宅が建ち並んでおり、全線を一度に拡幅するためには、建物の移設などが必要となる状況です。

そのため、現時点では「すぐに大きな道路改良事業を進める」というのは現実的には難しいというのが市の見解です。

地域の皆さんが日常的に通行される道路であり、狭くてすれ違いが難しいと感じておられる現状は、改善の必要があると考えています。

市としても、もし沿線の土地所有者の方々からご協力が得られれば、建物のない一部区間について、待避所（車がすれ違えるスペース）を設けるといった部分的な整備も検討可能とのことです。ただし、これはあくまで可能性の一つであり、具体的な整備計画はまだ決まっていません。



新府駅周辺図



すれ違い困難な道

■今後について

今後、議会からも引き続き市と連携を取りながら、少しずつでも改善に向けた道筋がつけられないか、働きかけてまいります。

また、地域の皆さまとも意見交換を重ねながら、「ここだけでも整備できたら便利になる」といった具体的な声があれば、そうした意見をもとに市と協議していきたいと考えています。日々の暮らしの安全・安心につながる道づくりに向けて、引き続き皆さまのご協力をお願いできれば幸いです。

5 韮崎市健康ふれあいセンターゆーぷるにらさき及び道の駅にらさきについて

1 民間活力導入可能性調査

韮崎市は、昨年度、健康ふれあいセンターゆーぷるにらさき及び道の駅にらさきについて、建設後 25 年が経過し建物や設備の老朽化が進み財政的負担も増す中、令和 7 年度末で現在の事業者による指定管理業務が終了することから、今後の施設の在り方や運営方法などについて民間活力導入の可能性をパシフィックコンサルタンツ株式会社に委託して調査した。

◎調査項目は、施設の現状分析（利用者の推移、収支状況施設修繕の計画）、市民アンケート等によるニーズの把握、民間事業者意向調査へのヒアリングなどを実施。

◎調査総括及び今後の方針

物価や人件費の高騰を踏まえると、将来に渡って継続的に指定管理料を負担し続けることは市の財政負担を大きくすることとなる。また、施設の老朽化による修繕費の支出も財政を圧迫する大きな要因となることから、民間事業者の運営ノウハウを反映した施設改修の実施が重要となる。しかしながら、施設改修には多額の費用を要するため、行政負担は財政上困難であり、民間事業者が施設改修費を負担する場合であっても、収支シミュレーションの結果、指定管理料に依存しない運営黒字の確保は極めて難しく、民間事業者による投資利益率も極めて低い。このため、先ずは現時点で施設運営への参画意向を示している企業へ直接ヒアリングを行い、事業参画の可能性を検討していくが、これら企業の事業参画が困難な場合は、施設の廃止も含め、今後の運営手法等を引き続き検討していく。

2 議会での質疑

◎質問

健康ふれあいセンターゆーぷるにらさき及び道の駅にらさきの役割

- ① 元気で健やかに暮らせるまちづくりの基本方向：一人ひとりが、いつまでも健康なまちづくりの政策＝健康づくりの推進事業として市民福祉の向上と健康推進のための事業としてゆーぷるにらさきと道の駅にらさきが位置づけられている。
- ② 夏の間は、天候に左右されずに利用できるプールが子ども達に人気で賑わっている。市内には水と親しむ施設がゆーぷる以外にはない。
- ③ ゆーぷるにらさきは、防災面で地震時でも水害時でも、中田町中条 2 区と小田川 5 区・6 区の指定避難所となっている。

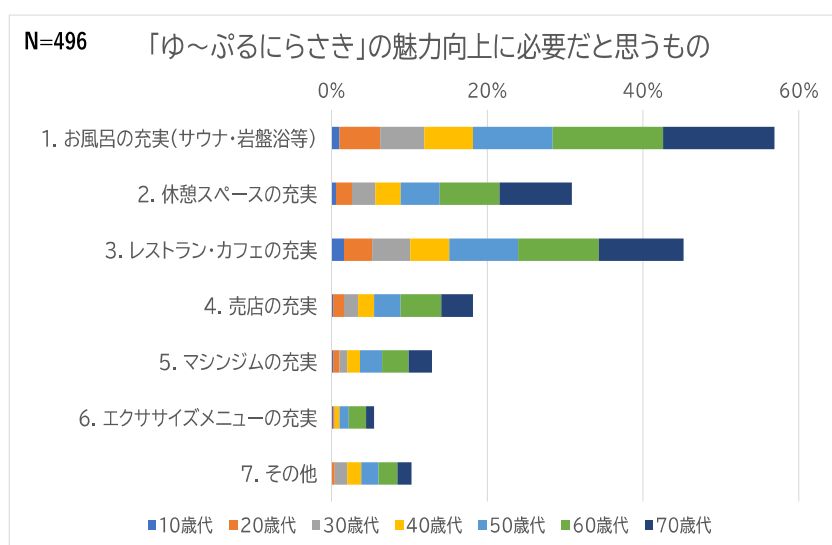
こうした役割を持つ施設について、施設の存続はもちろん、調査の市民アンケートで寄せられた「施設の魅力向上に必要な要素」で多かった項目を充実させることで魅力的な施設とし、さらに多くの市民に利用される事を目指すべき。

◎市の答弁

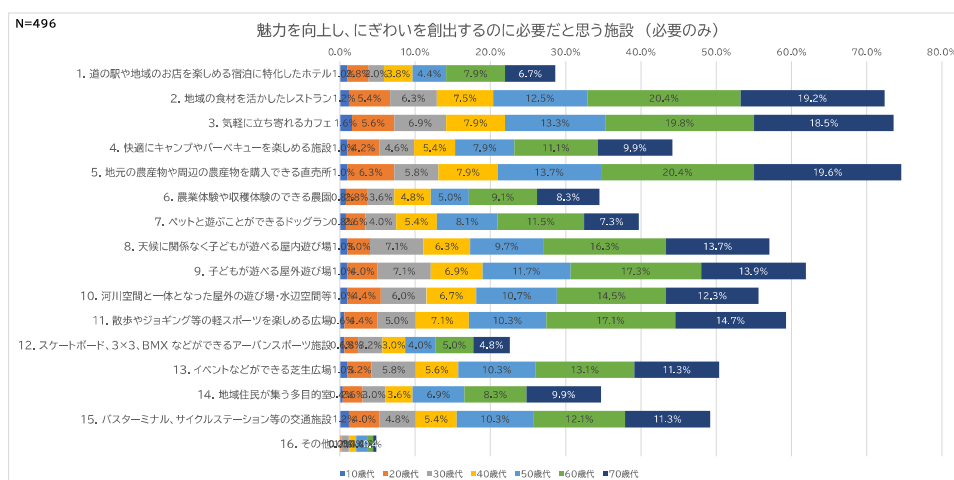
建物や設備の老朽化が進み、財政的負担も増すなか、施設の在り方や運営形態などに対し、抜本的な対策が急務であることから、先ずは、昨年度、民間活力導入に向けた可能性調査を実施いたしました。この調査結果に基づき、施設運営に参画意向を示している事業者へ直接ヒアリングを行ったところであり、今後、施設の魅力向上に資するリニューアル整備について検討するなかで、引き続き、民間事業者のノウハウを活かした運営継続を目指してまいります。

3 施設の魅力向上に必要な要素（市民アンケートより）

（ゆーぷるにらさき）



（道の駅にらさき）



温浴施設やサウナ等の充実が最も多く、次いでレストラン、カフェの充実があり、道の駅にらさきについても、レストラン、カフェの充実に加え、子どもが遊べる広場やイベント、スポーツ、キャンプやBBQ 施設、河川空間と一体となった施設への需要が多く、これらが魅力向上策の鍵となると考えられる。

No.	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	・防災井戸について (1)防災井戸の水は飲料水として利用できるのか、また具体的な用途はどのように想定しているのか。 (2)防災井戸の定期検査は、どの程度の頻度で実施されているのか。 (3)防災井戸が増加した場合、検査が追いつかないことも懸念されるが、設置数の上限や整備計画はどのように考えているのか。 (4)防災井戸に関して、助成制度はあるのか。また、ある場合はどのような内容か。	(総務課の見解) (1)災害時応急井戸は、市民の皆様が所有する井戸を事前登録により、水道の給水が停止した際に、地域の皆様に開放していただく仕組みです。なお、用途といたしましては、飲用水以外の生活用水を確保することを目的としております。 (2)登録された井戸については、5年～6年毎に市が水質検査を実施させていただきます。 (3)長期的な断水に備え、生活用水としての利用を目的とするものであり、多くの災害時応急井戸の登録を市民の皆様をお願いしてきた経緯があります。現在、水質検査は、予算の範囲内で実施しておりますが、ご指摘の数量整備計画の必要性等を検討しているところであります。 (4)登録井戸に関する助成や補助はありませんが、登録にあたり、井戸所在地の地区長様に情報を提供するとともに、応急井戸プレートの掲出を依頼させていただいております。
2	・防災について (1)避難所における面積は、避難者1人あたり3.5㎡を基準に算定していると承知しているが、実際の状況に即して計算されているのか。例えば、文化ホールの椅子席部分は横になれないと思われるが、それも含めて算出されているのか。 (2)葦崎文化ホールへの避難は藤井公民館と合わせて、地震の場合は5地区、水害の場合は7地区の指定避難所になっています。収容に必要な面積が確保されているのか。 (3)避難所用トイレの整備状況について。どのような種類のトイレが、何台ずつ備えられているのか。 (4)避難所までの経路も水害の被害が想定される。安全な避難のためには課題があるのではないのか。	(総務課の見解) (1)令和6年度に締結した、東京エレクトロン葦崎文化ホールと対象地区との施設利用合意書により、避難スペースは、ホワイエ、エントランス、2階会議室及び廊下であり、大ホールや小ホールは、含まれていない状況です。 (2) 避難所として指定する公共施設につきましては、収容人数が限られることから、避難所対象地区のすべての皆様を受け入れることは困難な状況です。このため、各家庭において、指定避難所以外の避難先を、平常時からご検討いただけますよう、お願いいたします。 長期の避難生活が予想され、避難所の収容人数をオーバーする場合は、他の避難所と調整することも考え対応してまいります。 (3)避難所におけるトイレの種類については、簡易トイレ(汚物袋と凝固剤セット)、簡易トイレ(自動ラップ式トイレ)、組立式トイレ、マンホールトイレの4種類を配備しています。簡易トイレは、本年度中に全ての避難所に配備する予定です。避難所施設内のトイレ数や設備状況が異なるため数量は一律ではありませんが、トイレの配備基準に基づく数量となります。 (4)台風などの水害については、事前の準備等が可能ですので、各種情報をご確認いただき、状況が悪化する前に、安全確保に努めていただけますよう、お願いいたします。 なお、近年、全国各地で頻発している集中豪雨への対応につきましては、判断が難しいところではありますが、最新の情報をご確認いただき、早めの避難をお願いいたします。

No.	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
3	集合住宅などにおける自治会加入の状況はどのようなになっているのか。	(総務課の見解) 集合住宅居住者の自治会への加入状況は、市では把握しておりません。 自治会は任意団体であるため、加入を強制することはできませんが、自治会の存続は、住民同士の親睦や生活環境の維持改善、高齢者や子どもの見守り、災害時の共助などの観点から、地域にとって必要不可欠な役割を担っています。 このため、自治会加入のメリットや未加入世帯に対する呼びかけ方法等を掲載した「自治会加入促進ハンドブック」を地区長連合会総会時において配布するほか、転入者には、市民生活課において「暮らしのガイド」や「加入啓発チラシ」を配布し、「自治会」への加入を勧めているところであります。
4	自治体改革をしたと言うが、現在でも配布文章の配布など、自治会役員の負担は重い。	(総務課の見解) 地区長様を通じた文書配布につきましては、これまで、4件の削減を図り、本年度におきましても、5件の配布物の見直しについて、検討しているところであります。 すべての配布文書を削減することはできませんが、引き続き、地区役員様の負担が軽減できるよう、検討してまいります。
5	各地区から出された要望の進捗状況はどうか。長年変化が見られないという声もあるが、どのように対応されているのか。	(議員の見解) 要望が長く進まない場合に不安の声が出るのは当然のことと受け止めています。 議員として、今後も地域の声を丁寧に集約し、市に対して粘り強く伝えていくとともに、実現が難しい案件についてはその理由や状況を市民の皆さまに分かりやすく説明していくことにより積極的に取り組んでまいります。また、提出された地区要望については、迅速な回答に努めるよう市に要望してまいります。 (総務課の見解) 地区からの要望につきましては、令和3年度から、回答までの時間短縮や要望内容の詳細確認を図るため、担当課において随時受付けております。現在、地区要望に関する対応マニュアルを整備し、適切かつ迅速な対応に努めているところでありますが、進捗がない案件につきましては、要望した担当課に、お問い合わせいただけますよう、お願いいたします。

No.	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
6	議会報告の地区テーマの内容が、行政の報告のみだ	(議員の見解) ご指摘のとおり、現状では議会の報告というよりも行政の報告が中心になってしまっている面があると認識しています。開催の趣旨をしっかりとお伝えするとともに、私たち議員もこの課題を踏まえ、各班で工夫を重ねながら、よりわかりやすい伝え方にチャレンジしているところです。あわせて、議会報告会のあり方そのものについても、議員間で積極的に議論を行っており、今後も市民の皆さまにとって意義ある会となるよう、改善を重ねてまいりたいと考えています。
7	緑の募金は韮崎市緑化推進会議(会長内藤久夫)が、地区を通じて緑の募金「家庭募金」一戸あたり300円を依頼して集めている。このことは、地方財政法第4条の5に違反しているのではないのか。	(議員の見解) 地方財政法第4条の5では、「地方公共団体は、その住民に対し、寄付金を割り当てて強制的に徴収してはならない」と規定されています。 また、緑の募金については、その法律で「寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。」と規定されています。 韮崎市緑化推進会議が地区に依頼するにあっては、割り当てや強制ではないこと、寄附者の自発的な協力によるものということを、より明確にしめす必要があると考えます。 ある地区では、区費に含まれている各種募金などを自分の意思で協力するものだけを納める方式を取っている例もあります。地区においても、個々の自発的な協力による募金の集め方を工夫できればと思います。 (農政課の見解) 「緑の募金」は、現状、自治会を通じての協力・依頼をさせていただいております。自治会による集約は、募金運動の効率化と、地域の緑化に対する住民意識の向上につながるものと認識しておりますが、今後も「任意の寄付」の原則が損なわれないよう、周知を図ってまいります。

－ 令和7年度 第16回「議会報告会」の開催状況の報告 －

【 北西 】地区

■報告会期日： 令和7年8月22日(金)

■開催場所： 清哲会館

■参加者：	<u>円野</u>	地区…	(男)	<u>9</u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	9 人
	<u>清哲</u>	地区…	(男)	<u>17</u>	人	(女)	<u>2</u>	人	小計	19 人
	<u>神山</u>	地区…	(男)	<u>12</u>	人	(女)	<u>1</u>	人	小計	13 人
	<u> </u>	地区…	(男)	<u> </u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	人
	<u>その他</u>	…	(男)	<u>4</u>	人	(女)	<u> </u>	人	小計	4 人
		合計	(男)	42	人	(女)	3	人		45 人

令和7年度「議会報告会」地区テーマの概要

【 北西 】地区

(1) テーマ： 釜無川の浚渫について(円野町)

県管理 釜無川等の伐木・浚渫 実施状況について
別紙A3の図面にて説明
・令和3年度から伐木・浚渫を実施。
・令和7年度は立沢合流部下流を予定。
・令和8年度以降は現地確認の上、対象箇所を決定。

(2) テーマ： 市営住宅について(円野町・清哲町)

・清哲住宅:52戸のうち15戸入居(入居率最低)。
・要因:立地が市街地から遠い等。
・入居資格の緩和(子育て世帯・若者夫婦など)。
・所得基準の改正(18歳未満 → 25歳未満子育て世帯に拡大)。

(3) テーマ： 空き家対策について(清哲町)

・登録件数は近年横ばい(約270件)、成約は累計164件。
・個別相談・セミナーを実施中。
・後継者不足で空き家増加が懸念されるため、制度利用を促進。
・「韮崎市における空き家等対策の促進に関する連携協定」について
中銀・民間業者との3者協定を締結し流通促進を図る。

(4) テーマ： 水田の将来(地域計画)

・農地の将来を定める「地域計画」を11地区で策定済み。
・補助金申請に必須となるため、急いで作成。
・今後は内容をブラッシュアップして充実させる予定。
・各地区で説明会を開催し、農業者の意見を反映していく。

— 令和7年度 第16回議会報告会 —

議会報告会「北西地区」地区テーマ

1. 釜無川の浚渫について（円野町）

県管理 釜無川等の伐木・浚渫 実施状況について

別紙 A3 資料（拡大版）を参照ください。



3. 空き家対策について（清哲町）

菰崎市における空き家対策について

空き家登録件数（単位：戸）

町 名	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度
菰 崎	116	116	116
穂 坂	38	39	39
藤 井	31	33	33
中 田	53	56	56
穴 山	46	48	48
円 野	41	43	43
清 哲	27	27	27
神 山	31	34	34
旭	37	38	38
大 草	12	14	14
龍 岡	17	19	19
合 計	449	467	467

空き家について問題が発生した場合は、現地を確認した上で、所有者等へ改善されるよう通知を送付している。

令和 6 年度、「第 2 期 葦崎市空家等対策推進計画」を策定、今後（令和 7 年度以降）は計画に基づき空き家対策を推進していく。

・ 空き家台帳の整備更新

令和 6 年度に調査した情報を基に、固定資産税等の情報も活用しながら、空き家所有者へのアンケート調査を実施。また、現地調査においては画像データなどの台帳情報の更新が可能なシステムを構築していく。

・「葦崎市における空家等対策の促進に関する連携協定」締結

空き家問題の専門業者である「株式会社 L & F」と地元金融機関の「株式会社山梨中央銀行」と 3 者で連携協定を締結し、管理不全空家の増加を抑制する

【空き家バンク制度について】

本制度は、移住・定住の促進と地域活性化・人口減少対策を目的として、市内に空き家を所有し売却・賃貸を希望する方と、本市への移住を考え、空き家を購入・賃借したい方の橋渡しを行うものです。

1 空き家バンク登録・成約件数推移

平成 19 年度に制度が開始されて以来、現在(7月15日時点)までに登録された物件数は 260 件、成約した物件数は 164 件となっています。

直近5年間では、平均 30 件の登録と、平均20件の成約を達成し、安定した成果が見られます。

R7.7.15 現在(単位:件)

件数／年度	H19～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
登録件数	105	24	28	33	35	26	9	260
成約件数	53	19	22	25	22	17	6	164

2 各種補助金制度

市では、上記の登録及び成約を推進する取組として、空き家所有者や成約者に対して、登記費用、引越し費用、リフォーム費用、家財処分費用、解体費用などに利用できる各種補助制度を設けています。

令和 7 年度より解体工事費用の補助を従来の 2 倍にあたる最大 100 万円へ引き上げました。

支援名	支給先	内容	補助額／件
登録者支援補助金	空き家所有者	登記関係経費を補助	(対象経費の1／2補助) 最大10万円
成約者支援補助金	成約者	仲介手数料・引越し費用を補助	
リフォーム補助金	空き家所有者 または成約者	リフォーム工事費用を補助	(対象経費の1／2補助) 最大100万円
家財等処分補助金		家財処分費用を補助	(対象経費の1／2補助) 最大10万円
解体工事補助金		解体及び除去を行うときの工事費用	(対象経費の1／2補助) 最大 100 万円
成約時祝金	空き家所有者	登録物件が成約になった際の奨励金	10万円
登録推進 地区協力奨励金	地区(自治会)	登録時成功報酬	2 万円

自治会からの情報提供によって物件がバンクに登録された場合、自治会に2万円の励金が支給される仕組みも整備しています。

4. 水田の将来「地域計画」について（神山町）

R7年度地域計画の策定（ブラッシュアップ）に向けた

取り組み状況と今後の予定

（１）取り組みに向けた説明経緯

令和7年4月24日 地区長連合会役員会にて、地域計画とはどのようなものか、今後の取り組みについてご説明。

※各地区において、地区長や農業委員等の役員、地域の中心的な農業者を集めていただき、地域計画の説明会を実施する機会を設けていただく日程調整を依頼。

5月21日 地区長連合会定期総会にて、同様にご説明。

（２）説明会進捗状況

令和7年6月26日現在

日程調整状況	調整済	9地区	地区説明会	実施済	5地区
	未調整	2地区	実施状況	実施予定	4地区

令和7年5月 荏崎地区・穴山地区で実施。

6月 円野地区・龍岡地区・藤井地区で実施。

7月 神山地区・旭地区・穂坂地区で実施予定。

8月 清哲地区で実施予定。

（３）説明会後の予定

各地区長又は地域農業の中心的な役員（農業委員等）あてに、地域計画策定（ブラッシュアップ）の取り組みに向けた意向をお伺いするとともに、どのように進めていくか打ち合わせをさせていただきます。

○地域計画策定の主なメリット

1. 農地の集約と有効活用

- 地域内外の担い手へ農地を集約することで、規模拡大や効率的な農業経営が可能となります。
- 利用されていない農地の再生が進むほか、農地中間管理機構等を通じた農地の流動化も促進されます。

2. 担い手の確保・育成

- 地域の話し合いを通じて、将来の農業を担う人材（個人・法人）を計画的に明確化・育成できます。
- 新規就農者の受け入れや、地域外からの担い手誘致が円滑に進められます。

3. 地域農業の将来像の共有

- 「目標地図（農地利用の将来像）」の作成により、10 年後の農地利用の姿を可視化できます。
- 地域住民や関係者が農業の方向性を共有しやすくなり、合意形成が進みます。

4. 補助事業の活用

- 地域計画に基づいた取り組みは、国の農業経営支援策や各種補助制度の対象となる可能性が高まります。
- 計画的な事業展開がしやすく、支援の獲得にも有利です。

5. 地域の活性化と持続可能性の向上

- 地域住民や関係機関が一体となって取り組むことで、地域づくりの機運が高まります。
- 高齢化や人口減少など、地域が抱える課題への対応策としても効果的です。

No.	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	ネット上の空き家バンクと実際の登録数に大きな差があるのはなぜか	所有者が「子に譲りたい」「状態が悪い」などの理由で登録しない例が多い
2	空き家バンクの情報を実態に合わせて運用すべきでは	ネット掲載は行政内部の件数管理やパンフレット化のためで、実態と乖離して見える
3	人口減少・高齢化が進む中で、若者や企業従業員が住みたい住宅整備を進めてほしい	市営住宅の規制緩和を試みたが、制度上の制約がある
4	市内勤務の企業従業員が市外に住むのは問題ではないか	多くは一戸建てや民間賃貸を希望し、市営住宅には入らない傾向
5	地域農業計画は住民全員が議論に参加できる仕組みにすべき	昨年度は期限の制約で進まず、今年度から地区長・農業委員・大規模農家を交えて協議を予定
6	農機具は高額で使用頻度が低いのに補助金がない。導入支援が必要	農業補助金は多数あるが、農機具購入は対象外が多く、条件も「50歳以下」など制限が厳しい
7	補助金制度が実態(農家の高齢化)と合っていない	国の制度は中山間地域の実態に合っていないため、改善を要望する
8	農地中間管理機構(農地バンク)が機能していないのではないかと	借り手を所有者が探さないと受け付けてもらえず、全国的に制度が形骸化している
9	政策決定者が現場を理解していない	市を通じて県・国に声を届け、制度改善を働きかけていく

No.	発言者	① 意見・要望・質問の発言要旨	課	② 回答、対応
	町名	グループディスカッションで出された意見・要望・質問		
1	円野	入戸野区：水道管のせ替え工事期限の厳守をお願いしたい。毎年工事が延長し、住民は濁り水で我慢している。昨年は年間100万くらいの漏水工事費がかかり、貯金がほとんどない状況です。速やかな工事をお願いします。	中北農務事務所	入戸野区の簡易水道の整備につきましては、営農用水と併せ生活用水を供給する営農飲雑用水施設として、中山間地域総合整備事業、武田の里地区で整備する計画となっております。これまで、鍋山地区、北宮地地区、武田・御杉地区で営農飲雑用水施設の整備を進めており、引き続き入戸野・下円井地区の整備を進める予定であります。現在、詳細な調査、設計業務の発注に向け調整を行っているところであり、実施時期が決定しましたら改めて地域に説明させていただきます。
			建設課	推進協議会で示された計画通りに事業を進めていただけるよう、県に要望いたします。
2	清哲	財政危機(市)があるが重要に考えているか？ 夕張市の様にならないか心配です。財政破綻の無いようにしてほしいと願う。 市民のための財政活用を。	財務政策課	本市では、事業の必要性を常に見直し、限られた財源を最大限に活用できるよう、支出の削減や収入の確保に努めているところであります。市民の暮らしを支え、将来にわたって安心して住み続けられるまちの実現を目指し、より良い市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解ご協力をお願いいたします。
3	清哲	博物館が本当に菰崎市に必要か疑問。維持管理費がかかり、財政を圧迫する。	教育課	文化財保存活用施設の建設につきましては、基本計画の施設規模を参考に、各エリアの必要面積や市内公共施設の有効活用、立地場所など様々な角度から議論を深め、市財政計画を念頭に、整備内容やスケジュールについて慎重に検討し、今後、最終的な判断をするものと考えております。
4	清哲	現実的に10年後の自分の農地について不安が募る。現実にはそぐわないような内容(地域計画について)な提示で、今後につながる改善を期待している。	農政課	現在、より現実に基づいた地域計画にブラッシュアップするため、各地域において説明会や協議の場を設けているところであります。これは、地域の皆様と共に今後の農業のあり方を考えるための重要な過程と考えております。今後は、地域の皆様のご意見を、地域計画に反映させ、より実効性の高いものにしていきたいと考えておりますので、協議の場にご参加いただき、将来につながる改善策を共に見出していくことへのご協力をお願いいたします。

No.	発言者	① 意見・要望・質問の発言要旨	課	② 回答、対応
	町名	グループディスカッションで出された意見・要望・質問		
5	清哲	【清哲住宅】 住みたいと思える住環境の整備が必要。 【入居者】 所得制限が低すぎて若者のみならず、高齢者の入居は無理なこと。	営繕住宅課	【清哲住宅】 清哲住宅については、入居者が少ないため自治会活動に関する負担が他の公営住宅よりも大きいというご意見をいただき本年度より他の公営住宅との格差を是正するための補助金を自治会に対し実することとなっております。また、戸建て住宅で空家になっている箇所につきましては市で草刈り等を行い住宅全体の環境美化を損なわないよう取り組んでおります。これまで公営住宅法の範囲内で独自の対応として、入居要件の緩和や市営住宅以外の公共賃貸住宅での入居もできるよう改正してきましたが、入居希望者はありませんでした。立地条件により敬遠されております。これからは、個人の入居申込だけでなく社宅などの公営住宅目的外の使用が実現可能か調査し、まずは必要とされる住宅の種別について、検討してまいります。 【入居者】高齢者の公営住宅入居に関しましては、ご指摘いただいた所得基準について、特例措置が設けられております。具体的には、高齢者裁量世帯に対しては、一般世帯よりも所得基準が緩和されております。この措置により、一定の収入のある高齢者の方に対しても、入居の可能性を確保する仕組みとして運用しております。 なお、少子高齢化の進展に伴い、収入がある高齢者が持ち家から公営住宅への住み替えを希望するケースや、年齢による制約で民間賃貸住宅を契約することが難しい状況にある高齢者が増加することが全国的に予測されることは、私どもも課題として認識しております。 公営住宅の入居要件や所得制限につきましては、公営住宅法に基づき、国の基準や政策の適用を受けるものであるため、市独自の裁量で基準を大きく変更することは困難な状況です。しかしながら、高齢者の住まいの確保は重要な社会的課題であり、国や他自治体の動向を注視してまいります。

No.	発言者	① 意見・要望・質問の発言要旨	課	② 回答、対応
	町名	グループディスカッションで出された意見・要望・質問		
6	神山	韮崎市の人口対策として住宅を増やすために農振の除外をスムーズにしてほしい。 (荒地になるのを防ぐ、土地の有効利用)	農政課	農振除外は、優良農地確保と農業振興のため、農振法に基づく厳格な要件と慎重な手続きが必要です。除外には、代替地の有無、周辺農業への影響、農用地区域の集団化阻害の有無など、多岐にわたる確認と関係機関との調整を要し、個別の案件ごとに総合的な判断が求められるため、一律に期間を短縮し、スムーズに進めることは困難であることをご理解願います。
7	神山	鍋山の簡易水道の漏水率が49.8%だったのを改修してもらったので、今は0%となったのでよかった。	建設課	貴重なご意見ありがとうございます。 事業主体である山梨県中北農務事務所にもお伝えいたします。
8	神山	防災倉庫の予定地が旧体育館と聞いていますが、立地的に不適切ではないでしょうか。	総務課	災害時の備蓄倉庫を確保するため、新体育館と市営総合運動場に防災倉庫の設置を予定しました。(新体育館は整備済み) ご指摘のとおり、予定地は想定浸水区域内に位置しておりますが、現在、ハザードマップの情報を基に立地条件を詳細に精査し、より適切な設置場所の選定を進めております。
9	神山	鍋山公民館建設の公的補助をお願いしたいです。重要な地域のコミュニティーなので。	教育課	教育課では、地区公民館分館の整備拡充を図り、地域の社会教育を振興するため、分館を建設する地区に対して本工事費及び附帯工事費の3分の1(建物の面積に応じて限度額有)を補助する「地区公民館分館建設費補助金」を設けています。分館建設をご検討されている際には、一度ご相談ください。
10	神山	道水路(農道も含め)の整備を速やかに実施してほしい。 (小さな改修をお願いしても時間がかかり、対応が遅く困っている)	建設課	各地区からの要望を受け、職員で対応可能な補修については、迅速な対応を心掛けておりますが、小規模な改修については業者を手配し、順次現場の整備を行っていかねばならないため、要望数も多く、予算にも限りがあるため、対応に時間を要している状況であります。時間を要する場合には、地区に進捗状況等を報告し、出来るだけ早期の対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	発言者	① 意見・要望・質問の発言要旨	課	② 回答、対応
	町名	グループディスカッションで出された意見・要望・質問		
11	神山	補助金に関する周知を徹底してほしい。(様々な補助があるが、知っている人は申請できるが、知らない人は申請することができないのはおかしいことだと思う)	財政政策課	市の補助金につきましては、これまで、実績の公表をしておりましたが、現状の補助金につきましても、内容等の一覧を市ホームページに掲載し周知してまいります。 また、対象者を市で把握している補助金につきましては、個別にお知らせし周知してまいります。
12	神山	農機、肥料等の補助金措置を考えてほしい。(小規模個人農家に対する補助金が少ない)	農政課	現在このような補助制度はありませんが、他市の状況を調査・研究し、今後検討してまいります。
13	神山	【地域計画について】 高齢化のスピードが速いので行政はスピード感をもって対応してほしい。	農政課	かつてない速度で進む高齢化に対し、これまでの取り組みだけでは不十分であり、より一層迅速な対応が求められていることは認識しておりますので、努力してまいります。地域計画につきましては、地域ごとにきめ細かな対応が必要な部分も多く、今後ご理解とご協力をお願いいたします。
14	神山	【地域計画について】 農業基盤を整える予算・補助が必要	農政課	基盤整備事業につきましては、地域の農業を維持・発展させていく上で重要な課題であり、その必要性は理解しております。しかしながら、実施には多額の費用や期間が必要となりますので、いただきました意見は、今後の基盤整備の進め方を検討する際の貴重な視点として、参考にさせていただきます。 また、補助につきましては、農地中間管理事業に関連して、農地の集積・集約化を目的とした「農地中間管理機構関連農地整備事業」があります。これは、中間管理機構が借り入れる農地等について、基盤整備の支援を行う制度となっておりますので、今後は制度の周知につきまして実施してまいりたいと考えております。
15	神山・清哲	【地域計画について】 ・農地中間管理機構に預けることが困難である。 ・地域計画策定の上で「農地中間管理機構」が重要な役割があると考えていますので、有効かつ実効性のある機関としていただきたい。	農政課	農地中間管理機構に農地を預けることの困難さは、農地を貸したい人と借りたい人のマッチングの不十分さの表れと考えております。 また、農地中間管理機構につきましては、県の機関となりますので、いただきました意見について、要望してまいります。

－ 令和7年度 第16回「議会報告会」の開催状況の報告 －

【 甘利 】地区

■報告会期日： 令和7年8月24日(日)

■開催場所： 竜岡公民館

■参加者：	旭	地区…	(男)	19	人	(女)		人	小計	19	人
	大草	地区…	(男)	15	人	(女)		人	小計	15	人
	龍岡	地区…	(男)	15	人	(女)		人	小計	15	人
		地区…	(男)		人	(女)		人	小計		人
	その他	…	(男)	3	人	(女)		人	小計	3	人
合計			(男)	52	人	(女)		人		52	人

令和7年度「議会報告会」地区テーマ

1 鳥獣害対策について

2 通学路の安全対策について

- ① 市道(旭)76号線拡幅について
- ② 市道(大草)18号線について

1 鳥獣害対策について

①電気柵関係

市の山沿いに電気柵を設置し、鳥獣の侵入を防いでいます。

(1)山沿いの電気柵の設置 総延長 5,767m（令和 6 年現在）

(2)電気柵管理用除草剤及び※1 ヤマビル対策用品の配布（毎年）

(3)新規電気柵の設置（適宜）（県補助 50%※2 市補助 40%地区 10%）

地区名	電柵延長（m）	除草剤配布量（ℓ）	備考
山口	1,520	13	
小曽根	545	5	
鍛冶屋	545	5	
山寺	677	6	
竹の内	554	5	R5 年度に一部改修
久保	525	5	
湯舟	1,401	12	

※1 令和 6 年度より 30%→40%に改正

※2 ヤマビル対策用品については令和 6 年度より配布（各地区 2 本）



（参考:竹の内の電柵改修写真）

②捕獲関係

甘利地区には峡北猟友会南分会があり、21名の会員がいます。

鳥獣被害対策実施隊活動や、特定鳥獣管理捕獲（シカ・イノシシ・サル）を行っています。

これ以外にも市内の農地を守るために、市内全域に対し、有害鳥獣駆除業務委託として、中型哺乳類（ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ）を対象とした業務委託を行っています。

また、令和4年度にはアライグマの被害を確認するため寺社仏閣調査を市内全域に対して実施しました。

(1)鳥獣被害対策実施隊活動として追い払いや有害捕獲を実施。

令和5年度実績 13回

うち南分会 2回

(2)特定鳥獣管理捕獲実績

令和5年度

市内全体

シカ 420頭・イノシシ 50頭・サル 220頭 合計 690頭

うち南分会

シカ 165頭・イノシシ 2頭・サル 106頭 合計 273頭

(3)有害鳥獣駆除業務委託実績

のべ合計件数 31回

（内訳）

わな設置及び管理説明 12回

止めさし及び捕獲個体回収管理 14回

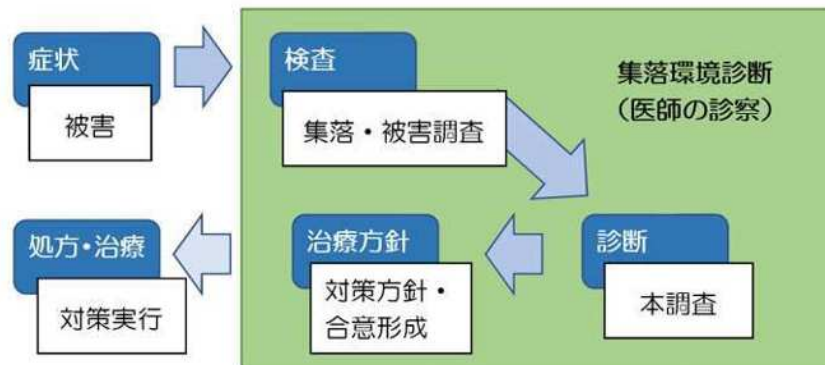
錯誤捕獲対応及びわな再設置 5回

③その他

- ・集落環境診断の実施

「集落環境診断」とは

今後の被害の発生・拡大防止に向けて、特に農作物被害の多い集落に、外部専門家による「集落環境診断」を導入し、集落単位での総合的な鳥獣被害対策について、現地の被害状況の把握や被害原因の分析から、対策の立案、対策の効果検証までの一連の取り組みです。



電気柵の設置や有害鳥獣捕獲だけでは、農作物被害の拡大を防げないことから、「集落環境診断」を実施し、地域ぐるみでの自発的な取り組みが展開され、地域における鳥獣対策の取り組みを支援するものです。

毎年1地区（集落）を目途に実施しており、平成29年度に旭町湯舟集落で実施。

・甘利山関係

2012年よりシカによる高山植物の食害や希少植物の保護を目的として、NPO法人甘利山倶楽部（以下甘利山倶楽部）と市の商工観光課が連携し、甘利山に植生保護エリアとしてシカ柵を設置。

それ以降甘利山倶楽部を中心に、市と連携する中で延長を実施。

植生保護エリア（令和5年度末時点）

21カ所

総面積 11,221 m²

シカ柵の長さ 1,750 m

今後について

電気柵関係については、昨年度検討を重ね、今年度より見直しを図り、地域の負担の軽減や、ヤマビル対策用品の配布を実施した。

これらの事業はもちろんのこと、集落環境診断をさらに実施し、地域の実情に合わせた鳥獣害対策の対策を検討していく。

2 通学路の安全対策について

① 市道（旭）76号線拡幅について

【これまでの通学路の安全対策について】

- 1・令和5年から — 赤線部を通学路として現在に至る。利用児童数：約50人
- 2・変更に伴いグリーンベルトの設置、川への転落防止柵の設置を市へ要望した。
- 3・羽根公民館前への横断歩道の設置を地域住民の協力を得ながら進めた。



転落防止柵の設置



グリーンベルトの設置



永岳寺



以前の通学風景

■ 地区テーマ 通学路の安全対策について

【市道 旭76号線 拡幅について】

○目的：生活道路と通学路の安全対策を一元化して進める

青線部：市道 旭76号線
赤線部：現在の通学路
緑線部：新たな歩道設置区間

【市道 旭76号線の現状】 — 青線部

- 1・2つの県道を結ぶ生活道路。
- 2・割羽沢川から南宮神社西側間(約160m)の幅員が約4.5mと狭い。
- 3・道路拡幅には、数件の墓地の移設が必要。

【拡幅に向けて（提案）】

- 1・甘利地区が一丸となり市へ要望書を提出する。
- 2・墓地の管理者、使用者との協議を進める。

② 市道（大草）18号線について



1 議会報告会 意見要望等(地区テーマについて)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	旭	サルについて、生息実態調査が行われていないと感じる。調査を実施していただきたい。	(農政課の見解) 有害鳥獣対策において、その実態を把握することは重要であると認識しております。 既に個別に調査依頼もいただいていることから、専門業者や地域住民にも協力していただく形での集落環境診断などの調査について検討してまいります。
2	旭	鳥獣捕獲について、市が行っている管理捕獲だけでは、効果が上がらない。有害鳥獣の駆除、捕獲を強力に実施していただきたい。	(農政課の見解) まずは実態を把握することが重要であり、調査について検討してまいります。 対策につきましてはその結果に応じて、専門業者や猟友会も交えて考えてまいります。地域住民の方との連携も不可欠でありますので、その際にご協力をお願いいたします。
3	大草	県道北原下条南割線について、大草郵便局付近の工事が始まっておりますが、工期が来年の3月としておりますが、「しん幸」さんの所も含めてということか。	(建設課の見解) 現在の工事は、郵便局から南宮神社付近の整備を予定しております。 「しん幸」さんの箇所については、今年度工事は予定していないと伺っております。
4	大草	県道北原下条南割線について、「しん幸」さんから南の工事が完了している部分の歩道の縁を、生徒があるいているが、その脇を車が猛スピードで走っている、通学時間帯だけでも速度制限が出来ないか。	甲斐警察署とは、速度規制に関する要望書の提出と協議の場の設置で合意に至りました。 今後は地区長の皆様と議員とで協議を重ね、要望内容を具体化してまいります。 (建設課の見解) 規制について、警察に相談してまいります。

2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1	旭町	市道(旭)76号線について、歩道が途中で止まっており、割羽沢まで歩道を設置し、通学路の安全を図って欲しい。	(建設課の見解) 現在、グリーンベルトを設置し、通行車に注意喚起を行っているところであります。今後、歩道設置に必要なとなる用地の協力が得られれば、実施について検討してまいります。
2	旭町	旭バイパスについて、夜間における安全対策のため、防犯灯の設置をお願いしたい。	(総務課の見解) 地区長様を通じて、防犯灯設置に関する申請書の提出をお願いいたします。 なお、葦崎市防犯灯設置要綱の設置基準を満たすことが必要となります。 ※葦崎市防犯灯設置要綱抜粋 (防犯灯の設置基準) 防犯灯は、次に掲げる基準により設置する。 (1) 防犯灯は、次のいずれかに該当する場所に設置すること。 ア 犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがある場所で、防犯上必要と認められる場所 イ 児童生徒が通学に利用する通学路で必要と認められる場所 ウ 付近に防犯灯その他の照明設備から直線にしておおむね50メートル以上離れた場所 (2) 設置箇所周辺の民家、農作物等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。 (3) 防犯灯用柱を新たに設置するときは、当該防犯灯用柱の位置は、道路の有効幅員外とすること。 ■この基準を満たす必要がありますので、ご承知くださいますよう、お願いいたします。

2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
3	大草町	県道607号線(北原下条南割線)の道幅がとても狭い。現在、羽根公民館までの工事が行われているが、全線の工事はいつ終わるのか。	今年度は、大草郵便局から南宮神社までの区間を施工し、次年度以降に残りの南側区間の整備を行うと伺っております。 最短で令和8年度の完成となりますが、予算の関係や施工業者の確保の状況により完成時期は変動します。 (建設課の見解) 市としても、早期完成について、県に要望してまいります。
4	大草町	河川を移動するシカ対策として、河川内の樹木の伐採は可能か。	(建設課の見解) 市の管理する河川については、要望をあげていただき、伐採を検討させていただきます。国や県の管理する河川であれば、河川管理者に樹木の伐採について、要望をあげてまいります。
5	大草町	耕作放棄地は、鳥獣の被害を招くのではないか、対策の方向性は検討されているか。	(農政課の見解) 耕作放棄地は、周囲の農家への影響や鳥獣被害を招くものと認識しております。 市では農業委員会において、農地利用状況調査を実施しており、耕作放棄地の発見と地権者に対する指導を行っているほか、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様のご協力のもと削減を図っております。

2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
6	龍岡町	子どもたちが自由に集える場づくりが必要。	(こども子育て課の見解) 子ども達と子育て家庭が地域とつながり、地域の持続可能なコミュニティづくりにも資するよう、地域の公民館等を活用した居場所づくり活動についての運営費を支援する「こども食堂等のコミュニティ活動への運営費補助」を令和7年度より実施しておりますので、ご活用ください。 (教育課の見解) 急激な社会構造の変化に伴い、人間関係が希薄化するなかで、公民館は身近なコミュニティとして、地域の方々が気軽に足を運んでいただけるよう様々な世代の方が参加できる各種学級や講座を企画しています。引き続き、各公民館と連携し、地域交流機能の充実を図ってまいります。 (建設課の見解) 子どもたちが安心して、自由に過ごせる場所の必要性は理解しております。現在、新たな公園や施設を建設する予定はございませんが、既存の市で管理する葦崎中央公園や釜無川河川公園や県管理の御勅使南公園などの公園は誰でも自由に利用できる公園ですので、積極的に利用いただきたいと思います。
7	龍岡町	地域のつながりの重要性をいかに作るか。	(こども子育て課の見解) 子ども達と子育て家庭が地域とつながり、地域の持続可能なコミュニティづくりにも資するよう、地域の公民館等を活用した居場所づくり活動についての運営費を支援する「こども食堂等のコミュニティ活動への運営費補助」を令和7年度より実施しておりますので、ご活用ください。 (長寿介護課の見解) 葦崎市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しており、地域へ出向き地域づくりのお手伝いをしています。つながりについて一緒に学ぶ機会を設けたり、生きがいづくりや居場所等の創設等相談窓口となっています。

2 議会報告会 意見要望等(意見交換会時)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
8	龍岡町	通勤、通学路の夜の利用する場で、街灯があるとところはある、無いところはないので、不安なので均一になるように、設置して欲しい。 安心に暮らせる街づくり。 防犯、交通安全(街が暗い)	(総務課の見解) 地区長様を通じて、防犯灯設置に関する申請書の提出をお願いいたします。なお、韮崎市防犯灯設置要綱の設置基準を満たすことが必要となります。 ※韮崎市防犯灯設置要綱抜粋 (防犯灯の設置基準) 防犯灯は、次に掲げる基準により設置する。 (1) 防犯灯は、次のいずれかに該当する場所に設置すること。 ア 犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがある場所で、防犯上必要と認められる場所 イ 児童生徒が通学に利用する通学路で必要と認められる場所 ウ 付近に防犯灯その他の照明設備から直線にしておおむね50メートル以上離れた場所 (2) 設置箇所周辺の民家、農作物等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。 (3) 防犯灯用柱を新たに設置するときは、当該防犯灯用柱の位置は、道路の有効幅員外とすること。 ■この基準を満たす必要がありますので、ご承知くださいますよう、お願いいたします。
9	龍岡町	防犯対策としてのカメラの設置を。	(総務課の見解) 防犯カメラの設置については、現在、市では対応しておりませんが、山梨県において、地域の防犯活動に取り組む自治組織に対し、防犯カメラ設置の補助金制度がありますので、必要に応じてご活用いただけますよう、お知らせいたします。 ※問合先：山梨県警察本部 生活安全企画課 (055-221-0110/内線3035) ※補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助金上限：カメラ1台につき30万円。その他、詳細につきましては、上記の問合先に確認をお願いいたします。

3 議会報告会 意見要望等(その他)

No.	町名	① 意見・要望・質問の発言要旨	② 回答、対応
1		市が実施する「災害ボランティアセンター開設運営訓練」は、ボランティアの受付やマッチングなどを行う、ボランティアセンターの立ち上げは、市が行い、その後の運営は住民自らが行うこととなっている。 しかし、災害ボランティア活動は、①専門的知識やノウハウをもった者が主導する必要があること。②全国組織に連なるネットワークを生かし効率的に業務を行う必要があること。③災害規模により高い専門性を持つボランティア組織と連携する必要がある。このことから、市の社会福祉協議会が「ボランティアセンター」の設置運営を主導するべきであると考えます。	現在、大規模災害時は韮崎市が「災害ボランティアセンター」を設置し、市と社協など関係団体が連携して受付・登録窓口を設けます。また、平時から市と社会福祉協議会でボランティア募集をおこなっています。 今後は、令和7～11年度の地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの運営を想定した訓練の実施を目標に掲げ、災害ボランティア育成研修を開催して支援体制の充実を目指します。 議会は市と社会福祉協議会とともに、被災時においても市民の暮らしを最優先に迅速な復旧支援を進めるため、本計画の実行に向けて歩みを進めてまいります。 (福祉課の見解) 韮崎市災害ボランティアセンターの設置運営につきましては、本年度から韮崎市社会福祉協議会や庁内関係部署と協議を進めているところであります。 また、本市が現在行っている、災害ボランティアセンター開設運営訓練につきましては、市民の皆様に体験していただき、知っていただくことで災害時における円滑な利用や支援につながることを目的として行っているものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。